

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年9月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

國民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（神奈川）（受）第2200046号
厚生局事案番号：関東信越（神奈川）（国）第2200007号

第1 結論

昭和60年＊月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和40年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和60年＊月から昭和63年3月まで

私が20歳になった昭和60年＊月頃、母親が、当時大学生であった私の国民年金の加入手続を行ってくれ、定期的に国民年金保険料を納付してくれたと思う。加入手続及び保険料納付について、具体的なことは分からぬが、当時、母親から、私の国民年金保険料を納付してくれたという話を何度も聞いたことを覚えており、また、見付かった父親名義の預金通帳の中に年金支払記録が記載されているため、資料として提出する。

請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった昭和60年＊月頃に、母親が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料についても、母親が定期的に納付してくれていたと思う旨主張しているところ、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付について直接関与しておらず、それらを行ってくれたとする母親は、既に亡くなっています、証言を得ることができないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間直後に加入した厚生年金保険の被保険者資格取得日である昭和63年4月1日より前に国民年金に加入した記録は確認できることから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間当時の住所地であったとしているA市B区は、国民年金加入者に係る資料について、当時の記録を確認できる資料は保管していない旨回答している。

加えて、請求者から提出された父親名義の総合口座通帳（写）によると、昭和60年6月24日、同年8月23日、同年10月23日及び同年12月23日に、それぞれ「ネンキン」という項目により1万4,280円の口座振替が行われており、当該口座振替額は、当時の国民年金の定額保険料及び付加保険料の2か月分の合計額と一致するが、当該口座振替は、請求者が20歳になる前から行われている上、昭和60年度のA市に係る国民年金被保険者収滞納一覧表によると、母親は、当該口座振替日と同日に、それぞれ自身の2か月分の定額保険料及び付加保険料を口座振替により納付していることから、当該口座振替記録は、母親に係る保険料であると考えられる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（神奈川）（受）第2200035号
厚生局事案番号：関東信越（神奈川）（厚）第2200032号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和30年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和52年4月頃から昭和53年10月15日までの期間のうち10か月

私は、請求期間において、A社に正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出されたA社に係る労働者名簿（写）により、請求者は、請求期間のうち、昭和53年3月6日から同年9月25日まで同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かについては、資料がないため不明と回答している。

また、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員は、同社では、請求期間当時、厚生年金保険の加入については希望制であった旨回答しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該期間当時、同社に在籍していたと陳述している元従業員の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、その者が記憶する入社時期から約4年半後となっていることが確認できることから、同社では、当該期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとはなっていなかつたことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、請求期間において、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番はない。

加えて、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間における厚

生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。